# 特定二酸化炭素ガスに含まれる二酸化炭素の濃度の測定の方法を定める省令 （平成十九年環境省令第二十二号）

#### 第一条（二酸化炭素の濃度の測定の方法）

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）第十一条の五第二項の環境省令で定める二酸化炭素の濃度の測定の方法は、次のとおりとする。

###### 一

摂氏五度から三十五度までの範囲の温度を保った試料を用いること。

###### 二

二酸化炭素の濃度は、次のいずれかに掲げる方法により測定して算定された値とすること。

#### 第二条（その他の事項）

この省令における用語その他二酸化炭素の濃度の測定の方法に関する事項で、この省令に定めのないものについては、日本産業規格Ｋ〇一一四及び日本産業規格Ｋ一一〇六の定めるところによる。

# 附　則

この省令は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第六十二号）の施行の日から施行する。

# 附　則（令和二年三月三〇日環境省令第九号）

この省令は、公布の日から施行する。